

# 学校跡地・跡施設利用基本方針

平成25年1月  
うるま市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
1 各学校跡地・跡施設の施設状況について	2
2 学校跡地・跡施設の利用に関する要望等	
(1) 各地域の要望	4
(2) 自治会以外の個人、法人等からの要請	5
3 学校跡地・跡施設利用の条件等について	
(1) 施設の老朽化、耐震補強の必要性	6
(2) 跡地の公共用地としての利用	6
4 学校跡地・跡施設利用方策検討の考え方について	
(1) 基本的考え方	6
(2) 具体的跡地・跡施設利用方策検討について	7
(3) 本基本方針の位置づけ	8
5 学校跡地・跡施設利用の方向性	
(1) 旧伊計小・中学校	8
(2) 旧宮城幼稚園・小学校	9
(3) 旧桃原小学校	11
(4) 旧比嘉幼稚園・小学校	12
(5) 旧宮城中学校	14
(6) 旧浜中学校	15
6 学校跡地・跡施設利用に係る経費について	17

## はじめに

うるま市教育委員会におきましては、少子化・過疎化等による児童生徒数の減少など学校を取り巻く教育環境の変化への対応が求められる中、平成18年7月25日に知識経験者、市民、学校関係者からなる「うるま市教育振興推進委員会」を設置し、学校規模の適正化並びに適正配置等について意見を求め、平成19年6月に中間答申、平成20年2月に「うるま市学校適正化について」答申による提言を受けております。

教育委員会は、提言を十分に尊重した上、うるま市学校適正配置基本方針で、本市の小学校と中学校の適正規模の範囲を小学校は1学年を2～4学級、1学校12～24学級、中学校においては1学年を4～6学級、1学校12～18学級と決めました。特に、島しょ地域における複式学級の解消のための統廃合についての検討は、早急に取り組まなければならない課題と考え、平成23年2月に制定した「うるま市学校適正配置基本計画」に基づき、同年3月に「うるま市学校適正配置前期実施計画」を策定し、教育環境を適正な規模に保つことで子どもの教育環境を整え、複式学校の解消を図ることを目的に島しょ地域7幼・小・中学校（小中併設校を含む）の統廃合を進め、旧平安座小中学校跡を整備して、平成24年4月に彩橋小中学校が誕生しました。

このことにより、閉校となった旧伊計小・中学校、旧宮城幼稚園・小学校、旧桃原小学校、旧比嘉幼稚園・小学校、旧宮城中学校、旧浜中学校の跡地・跡施設の有効活用が大きな課題となります。これらの跡地・跡施設は、老朽化したものが多く、危険性のある建物の早急な整理と活用可能な施設については、できるだけ早期に再活用する必要があります。

また、この跡地・跡施設活用の方法については、これまで学校と地域との関わりが深い島しょ地域であることから、地域住民の意向を尊重することを原則としつつも、市民全体の利益にかなうものを選択していく必要があります。

島しょ地域6幼・小・中学校跡地の大規模用地は、将来に渡り得がたい貴重な財産ではありますが、現在の厳しい財政状況の中で新たな市民ニーズに応えていくため、一定の財源確保が必要となることも考慮しながら、その活用について「うるま市学校適正配置基本計画等検討委員会」において検討を行い「学校跡地・跡施設利用基本方針」を取りまとめました。

今後、本方針をもとに、「うるま市公共施設等あり方検討委員会」において市全体の公共施設の有効活用の中で、効率的かつ効果的な跡利用となるよう検討される予定です。

## 1. 各学校跡地・跡施設の施設状況について

各幼・小・中学校校舎跡の施設は、老朽化したものが多く、また旧耐震基準により設計、建築されたのがほとんどで、特に全ての小・中学校の体育館については、築後33年～35年が経過しているほか、旧伊計小・中学校の校舎、旧浜中学校の校舎、各学校の学校食堂等の一部施設を除くその他の旧学校の主たる本校舎は、築後30年以上経過しております。

昭和56年5月31日以前に旧耐震基準により設計された耐震化が必要な建物、また、文部科学省の基準で震度6強程度時に倒壊の危険性のある建物は取り壊しも視野に入れ、リニューアル可能な施設も含め再利用できる施設の活用も検討して参ります。

しかし、学校跡の敷地は、個人や自治会からの借地もあり、継続しての閉校後の施設の活用並びに敷地の活用については地権者との確認、調整が必要となります。

各学校跡地・跡施設の施設状況は、表1のとおりです。

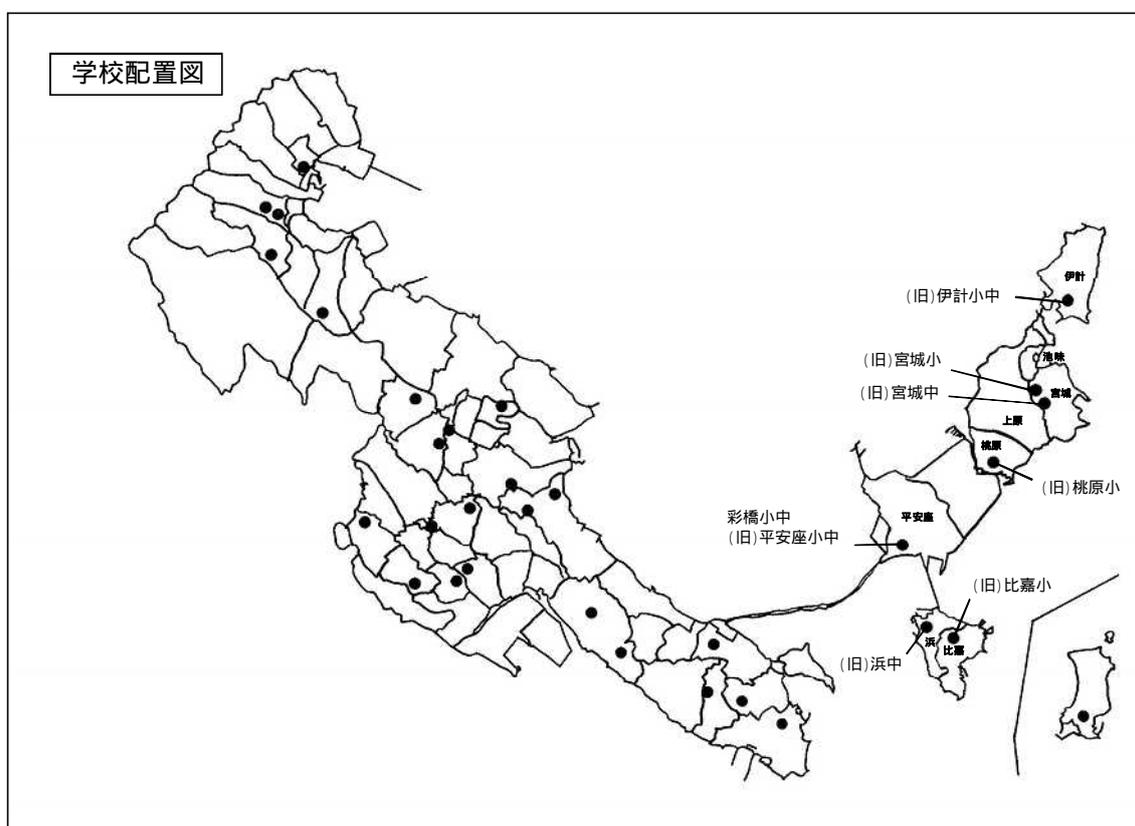


表1 各学校跡施設等の現況一覧

(平成24年9月現在)

学校名	棟等の名称	棟番号	経過年	階数	面積(m <sup>2</sup> )	教室数	耐震評価
伊計小・中学校 敷地面積：4,374m <sup>2</sup>	小学校校舎	15	14	3	1,040	7	昭和56年6月1日以降-健全建物
	学校食堂	14	25	1	60	1	〃
	中学校校舎	14	14	3	1,459	10	〃
	機械室	18	14	2	34	1	〃
	体育館	7	35	2	406	-	調査等により危険建物と判断
	運動場		-	-	2,428	-	-
宮城幼稚園・小学校 敷地面積：4,169m <sup>2</sup>	トイレ	6	43	1	32	-	調査等により危険建物と判断
	普通教室棟	7	36	1	311	1	危険建物(4,195点)
		7-2	35	2	311	3	危険建物(4,195点)
	普通教室棟	9	32	2	510	4	危険建物(4,130点)
		2-2	33	2	169	2	調査等により危険建物と判断
	学校食堂	10	23	1	110	-	昭和56年6月1日以降-健全建物
	体育館	8	33	2	632	-	調査等により危険建物と判断
	運動場		-	-	1,701	-	-
幼稚園	2	26	1	140	2	昭和56年6月1日以降-健全建物	
桃原小学校 敷地面積：8,784m <sup>2</sup>	普通教室棟	7	40	2	418	4	危険建物(4,309点)
	管理・特別教室棟	9	33	2	385	2	健全建物(5,362点)
	普通教室棟	12	26	2	231	1	昭和56年6月1日以降-健全建物
	学校食堂	13	25	1	80	1	〃
	体育館	8	34	2	604	-	調査等により危険建物と判断
	運動場		-	-	5,960	-	-
比嘉幼稚園・小学校 敷地面積：11,408m <sup>2</sup>	多目的教室	4	36	1	110	1	調査等により危険建物と判断
	普通教室棟	6	33	1	430	1	〃
		6	32	2	392	5	〃
	特別教室棟	10	15	2	350	4	昭和56年6月1日以降-健全建物
	体育館	5	34	2	702	-	調査等により危険建物と判断
	運動場		-	-	2,974	-	-
	幼稚園	1	31	1	191	2	目視-健全建物(リニューアル可能)
幼稚園(トイレ)	2	31	1	12	-	〃	
宮城中学校 敷地面積：13,969m <sup>2</sup>	特別教室棟	5-1	40	2	381	2	危険建物(4,204点)
	学校食堂	5-2	34	2	36	-	危険建物(4,204点)
	特別教室棟	7	34	1	258	2	危険建物(4,868点)
	プール管理棟	8	30	1	144	-	築後30年経過
	普通教室棟	9	25	2	872	5	昭和56年6月1日以降-健全建物
	特別教室棟	10	22	1	172	1	〃
	体育館	6	35	1	813	-	調査等により危険建物と判断
	運動場		-	-	6,751	-	-
プール		30	-	-	-	-	
浜中学校 敷地面積：5,299m <sup>2</sup>	普通教室棟	11	18	3	1,479	12	昭和56年6月1日以降-健全建物
	体育館	7	35	2	786	-	危険建物(4,612点)
	運動場		-	-	2,600	-	-

網掛け部分は、解体撤去する建物

注：上記の危険建物とは、昭和56年5月31日までの旧耐震基準により設計され、建築確認を受けた建物であり、コンクリートの中性化が進み、経年劣化が著しく主要構造部に亀裂が数多く見られる建物です。

注：上記の危険建物とは、文部科学省の基準で、耐力度評価点数上の危険建物であり、震度6強程度時に倒壊の危険性を示す指数です。

## 2. 学校跡地・跡施設の利用に関する要望等

閉校した島しょ地域の6幼・小・中学校の跡地・跡施設の利用方策については、地域住民の意向や要望等を踏まえたうえで、うるま市全体のまちづくりと地域活性化につながる施設を優先して有効活用を図っていくこと、また、島しょ地域は四方が海に面しており、災害時の避難場所として、また防災対策としての施設を確保することも重要課題としてと考える必要があります。

これまでに各自治会からは、跡地・跡施設の利用に関する要請・要望があるほか、検討委員会においてもヒアリングを実施し、地域の意向の確認や要望のとりまとめを行いました。

### (1) 各地域の要望

#### 跡地・跡施設で実施する事業に関する要望

##### 伊計自治会

- ・教育機関の誘致（自然体験型、研究所）
- ・観光型施設の誘致（美術関連施設、観光宿泊施設）
- ・福祉機関の誘致

##### 上原・宮城・池味自治会（宮城島地区）

- ・総合防災センター（島しょ地域）の整備

浜比嘉島、平安座島、宮城島、伊計島の地震、津波、台風時の総合避難場所としての役割及び平安座島・平宮地区の石油施設の災害事故の防災施設。また、災害によって本島地域への通行が遮断された場合でも、隣接する島々が連携して、被災した島しょ地域の住民や観光客などの安全確保、避難誘導を図る防災活動の拠点施設。

- ・総合福祉センターの整備

島しょ地域は高齢化、過疎化が進み、医療・老人福祉の拠点としての施設が必要。

- ・教育関係機関・研究所等の誘致

宮城島の自然、特性を活かした教育関係機関（教育センター、大学、各種専門学校、研究所）を誘致し、地域の活性化を図る。

##### 桃原自治会

- ・公共公園の整備（サッカー、野球、グランドゴルフが可能な広場を備えた施設）
- ・運動場跡地の地域開放、利用許可
- ・利用可能な旧校舎の一部使用許可（図書室等）

##### 浜自治会

- ・漁業従事者等の居住施設（公営住宅）の整備

浜地区の漁業従事者の若者の多くが本島から通勤しているため、校舎跡の2階、3階を居住施設として整備することで、島内への若者の移住を増やすことができる。

- ・地域特産品直売所の整備

地域活性化のため、校舎跡の1階を島の特産物販売所として整備が必要。

- ・体育館跡地利用

体育館跡を地域伝統行事などの区民駐車場としての利用。

- ・グラウンドの使用許可の継続

子どもたちの運動や地域住民のコミュニケーションの場として、また、地域行事等に使用する。

比嘉自治会

- ・介護福祉施設（地域住民が活用できる施設）
- ・体験学習施設（自然環境を活かした体験学習施設）
- ・地域住民及び彩橋小中学校の災害時避難場所の整備
- ・公立の幼稚園及び保育園の設置（既設の建物が利用可能）
- ・公営住宅の建設（市営、県営）

複数の地域で共通する要望

- ・避難場所の防災機能の拡充や防災拠点としての総合防災センター整備（宮城地区、比嘉自治会、浜自治会）
- ・地域に対する運動場の開放の継続（伊計自治会、桃原自治会、浜自治会）

施設整備に関する要望

- ・避難所の車椅子用スロープの整備（比嘉自治会）

その他の要望

- ・地域コミュニティによる跡地・跡施設の管理

(2) 自治会以外の個人、法人等からの要請

個人（地域住民）からの提案

- ・浜中学校の1階をサービス又は老人介護施設として活用してほしい。
- ・浜中学校の2階、3階を賃貸住宅として整備して移住者を受け入れる。

社会福祉法人（県内）

- ・旧浜中学校の校舎、敷地を借用して老人ホームの運営を計画

特定非営利活動法人（県外）

- ・旧比嘉小学校の建物と土地を賃貸し、「教育・文化事業及び国際貢献事業」、「うこん栽培研究」、「テトラヒドロクルミン抽出事業」を計画

学校法人（県外）

・旧浜中学校の校舎、跡地を長期借用し、「通信制・単位制・普通科」の私立高等学校を計画

### 3．学校跡地・跡施設利用の条件等について

#### （1）施設の老朽化、耐震補強の必要性

各学校跡施設等の現況一覧（表1）で示すとおり、閉校した島しょ地域の6幼・小・中学校跡の多くの施設は、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の構造計算により設計、施工された建物であり、これまでの耐力度調査等も踏まえて、経年劣化の状態を確認したうえで、利用する施設と解体撤去する施設に仕分けを行いました。利用する施設については、施設の安全性と使用期間の延命を図る必要があることから耐震補強の必要性と費用対効果を勘案しながら検討する必要があります。

#### （2）跡地の公共用地としての利用

これまで学校は、地域に開かれた生涯学習、スポーツ等の活動の場として利用されており、体育館や運動場のみならず校舎も利用して、様々なコミュニティ活動が行われてきました。また、災害時には避難場所として体育館は地域の防災の拠点として、住民の心のよりどころにもなっており、学校閉校後も体育館、運動場の機能の存続は、全ての地域から求められています。

さらに学校は、これまで地域から数多くの支援、協力をいただきながら運営されてきた歴史的な経緯があり、学校に対して地域のシンボルという思いを強く抱いています。

うるま市では、学校に代わって今後の島しょ地域の活性化を図るためには、借地については調整を要すると考えますが、基本的には跡地は貴重な公共用地として、利用する方向で検討します。また、地域住民の理解のもとに跡利用が地域の活性化につながるのであれば、跡地・跡施設の貸出、売却、一部売却も含めて検討する必要があります。

### 4．学校跡地・跡施設利用方策検討の考え方について

うるま市では、跡地・跡施設利用に係る諸条件を踏まえ、全市的な視点に立ち、うるま市としての基本的な考え方を明確にした上で、地域からの要請・要望を地域の意向として受け止め、具体的な利用方策を検討することとしました。

#### （1）基本的考え方

校舎等の跡利用

校舎等については、旧伊計小・中学校の校舎、旧浜中学校の校舎、各学校の学校

食堂等の健全校舎跡については、積極的に地域の意向に適うよう、全市的な視点で基本方針を示して参ります。その他の築後30年以上経過している校舎等につきましては、ほとんどの施設が旧耐震基準により設計、建築されたもので、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。また、再利用する場合は耐震補強のほか、使用目的に沿った関係法令に適合するための設備機器の改修や内装等の変更が必要となり、再利用には多額の経費を要することから、校舎の建築年数と費用対効果を勘案しながら利用方策を検討することになります。

再利用出来ない校舎跡等は、管理の安全上からも早急に解体・撤去を前提に検討することにしました。

#### 体育館の跡利用

体育館については、学校閉校後も地域からは活用したいとの要望があります。しかし、各小・中学校とも老朽化したものが多く、旧耐震基準により設計、建築されたのがほとんどで、築後33年～35年が経過しており、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去を前提に検討することにしました。跡地については、残る施設と併用した活用を検討します。

#### 運動場の跡利用

運動場については、跡利用されるまでの暫定期間は各地域の要望である災害時の一時避難場所やコミュニティの場として現状を保持し解放します。施設管理や地域への解放のあり方等を検討します。

#### 市の重要施策に適った利用方策の検討

統廃合による学校跡の跡地・跡施設利用には、市の財政状況に配慮しながらも、地域の振興や雇用の場の確保など総合基本計画をはじめとする市の重要施策の方向性に適った利用方策を検討します。

### (2) 具体的跡地・跡施設利用方策検討について

基本的考え方を踏まえ、具体的な跡地・跡施設利用方策は、次のような観点で検討することにしました。

地域の要望との合致度

費用対効果の高さ

島しょ地域の活性化

緊急性の高さ

全庁的な懸案事項への対応や市の各種計画への貢献度、事業実施の必要性

文化振興、教育行政への貢献度

以上の6つの観点から各地域の要望をはじめ、自治会以外からの要請等を踏まえ

たうえで、学校ごとに実施の是非や、可能性も含め検討を行いました。

### (3) 本基本方針の位置づけ

この基本方針は、島しょ地域の統廃合による現在の学校跡の校舎、体育館施設等の再利用と使用できない危険建物の解体・撤去後の跡地の利活用についてを基本としています。この基本方針に基づく施設の利用等が終了した場合は、新たにその時点で利用方を検討する必要があり、市全体の跡利用計画が決まるまで暫定的に跡利用の方向性を示すものであり、将来にわたって、この基本方針により跡利用を固定するものではありません。

## 5. 学校跡地・跡施設利用の方向性

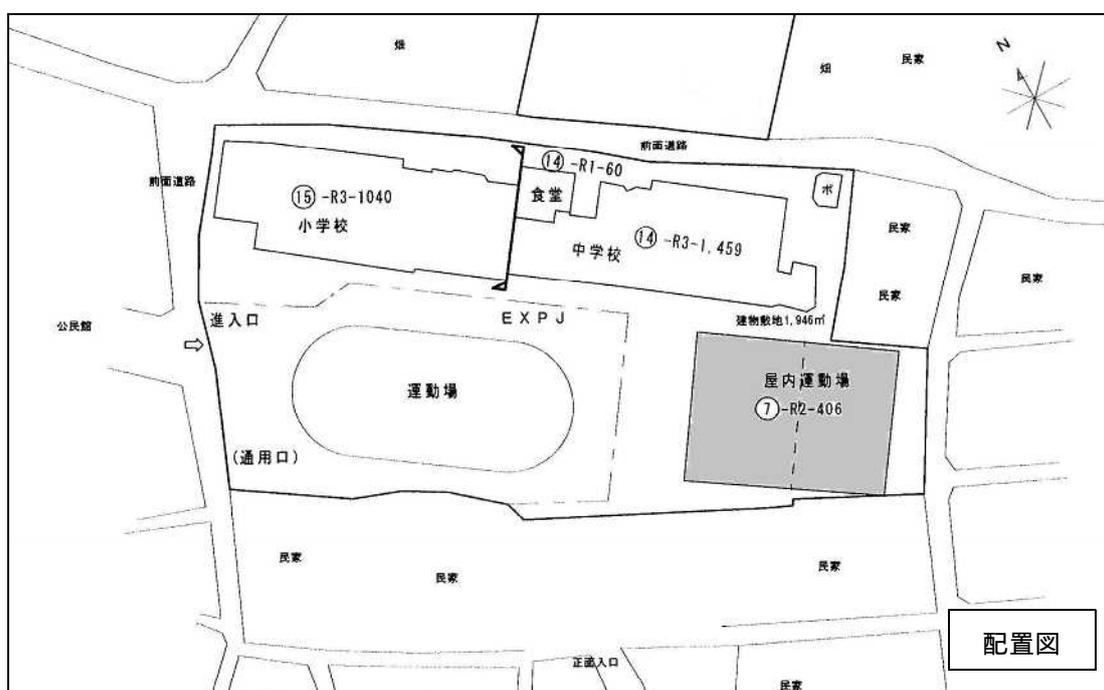
前項で示した学校跡地・跡施設利用方策の考え方に基づいて取りまとめた、各学校の利用方策は次のとおりです。

### (1) 旧伊計小・中学校

旧伊計小・中学校の本校舎(2,533㎡)は、平成10年に建築され、耐震補強の必要がない施設として、幅広い活用が期待できる施設です。

平成24年度から25年度には、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用し、「島アートプロジェクト事業」が計画されるなど、小規模の観光拠点施設としての活用が商工観光課から提案され、事業の実施が行われています。

また、学校食堂棟(60㎡)は、築後25年が経過していますが、本校舎と併用しての活用をします。



体育館は、築後35年が経過しており、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして本校舎と併用した活用をします。

運動場は、地域から災害時の避難場所、地域行事などのこれまで通りの継続使用の要請があり、暫定期間は体育施設としての現状維持、地域開放を継続する必要があります。

伊計自治会からは、学校適正配置基本計画等検討委員会での要請ヒヤリングにおいて、本校舎跡を教育機関（自然体験型、研究所）、観光型施設（美術関連、観光宿泊）、福祉機関としての施設活用ができるような誘致の推進を希望する要請があり、地域の希望に応える取り組みを検討していきます。

旧伊計小中学校	利用方策
校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度～25年度まで、校舎（S62・H10建築）を活用し「島アートプロジェクト事業」を実施する。（商工観光課）</li> <li>・その後の活用として地域から要請がある、教育機関（自然体験型、研究所）、観光型施設（美術関連、観光宿泊）、福祉機関の活用や企業等の誘致について、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> <li>・学校食堂棟（60㎡）は、本校舎と併用して使用する。</li> </ul>
体育館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度中に解体・撤去し、施設利用者駐車場として整備する。</li> </ul>
運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ広場として整備し地域開放を継続する。</li> <li>・災害時の一時避難場所として使用できるようにする。</li> </ul>
施設等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度中は教育委員会で管理する。</li> <li>・平成25年度以降は用途廃止して市長部局で管理する。</li> </ul>

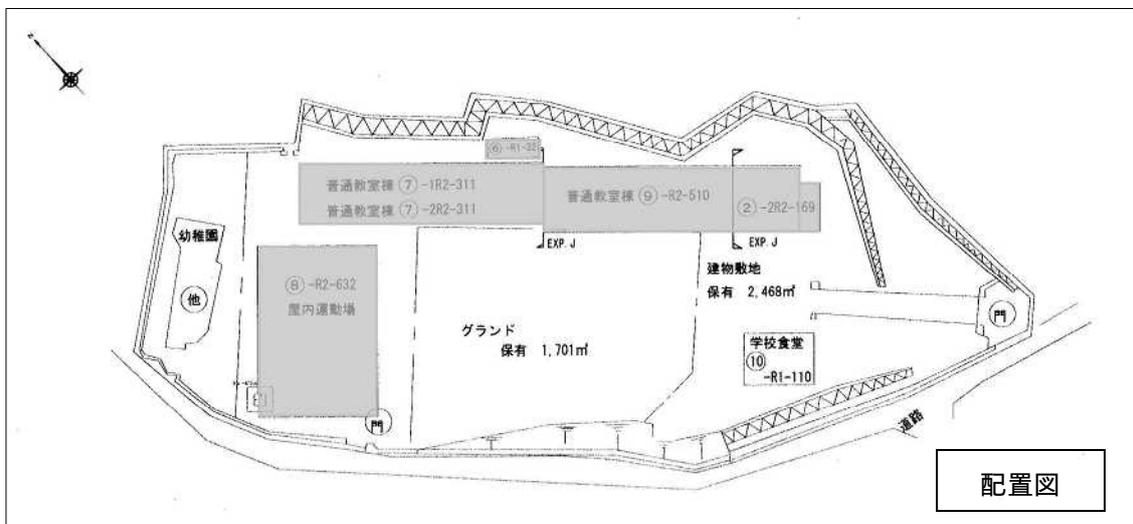
## （2）旧宮城幼稚園・小学校

旧宮城小学校の校舎等については、昭和61年建築の幼稚園舎（140㎡）と平成元年建築の学校食堂棟（110㎡）を除くと築後32年以上が経過し、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして、市全体のまちづくりの中で、跡利用の検討を行います。

体育館は、築後33年が経過しており、施設を利用する場合は、耐震補強が必要

となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして跡地を校舎等と併用した活用をします。

運動場は、地域住民が地域行事などに、これまで通り使用が出来るよう暫定期間は体育施設としての現状維持、地域開放を継続します。

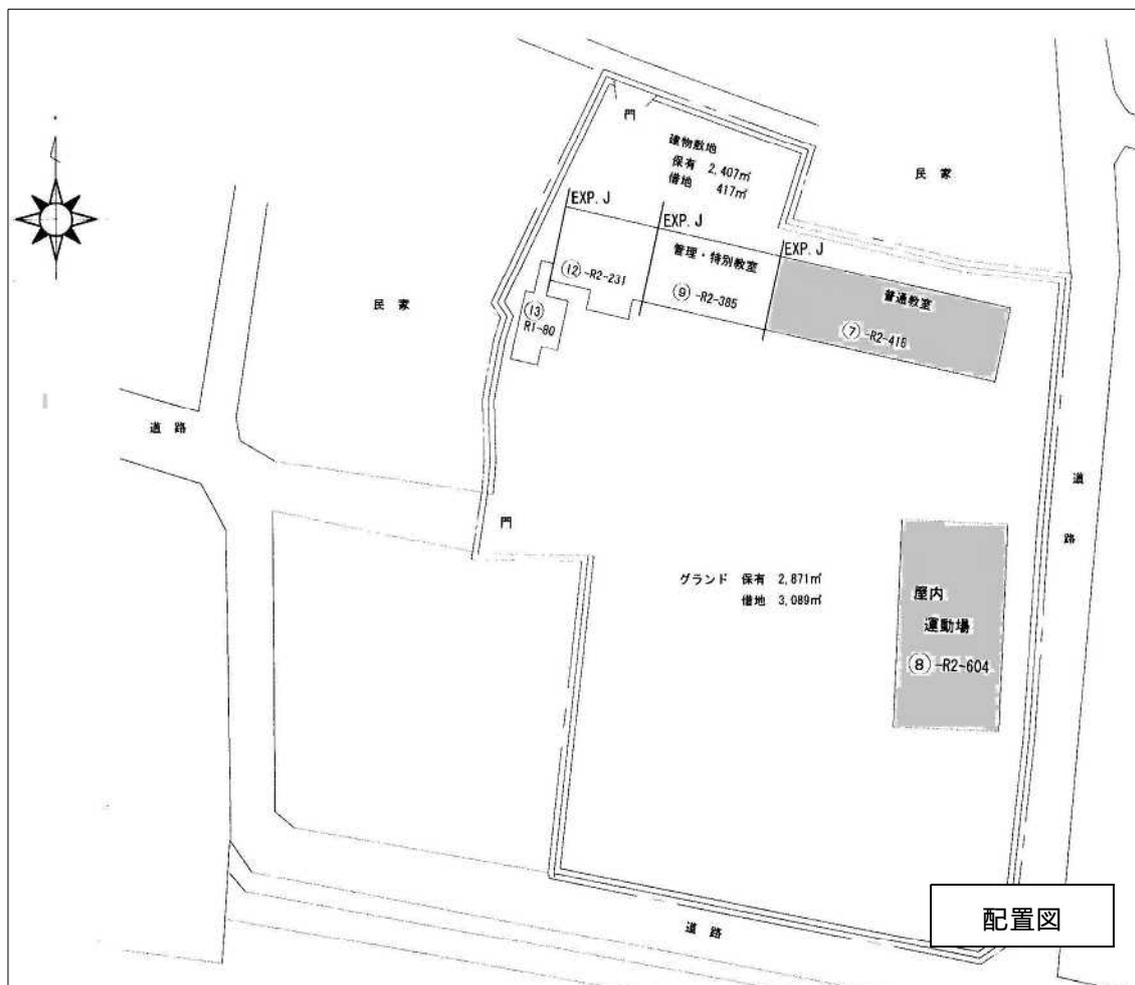


また、上原・宮城・池味の3自治会からは、学校適正配置基本計画等検討委員会での要請ヒヤリングにおいて、旧宮城小学校跡については、高齢化、過疎化が進む島しょ地域の医療・老人福祉の拠点となる施設の整備と教育関係機関等（教育センター、大学、各種専門学校、研究所）の誘致要請があり、地域の希望に応える取り組みを検討していきます。

旧宮城幼稚園・小学校	利用方策
校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎等は、解体・撤去して、跡地利用については、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> <li>・幼稚園舎（140㎡）と学校食堂棟（110㎡）は、校舎等跡地と併用して使用する。</li> <li>・地域から要請がある老人福祉施設の整備と教育関係機関等の誘致について、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> </ul>
体育館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度中に解体・撤去して、跡地を幼稚園園舎と学校食堂棟と併用して使用する。</li> </ul>
運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の一時避難場所として使用できるようにする。</li> <li>・暫定期間、体育施設としての現状を維持し、地域開放を継続する。</li> </ul>
施設等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度中は教育委員会で管理する。</li> <li>・平成25年度以降は用途廃止して市長部局で管理する。</li> </ul>

### (3) 旧桃原小学校

旧桃原小学校の校舎等については、平成17年度に行った耐力度調査で健全建物と判断された昭和54年建築の管理・特別教室棟(385㎡)と、昭和61年建築の普通教室棟(231㎡)及び昭和62年建築の学校食堂(80㎡)を除くと築後33年以上が経過し、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして、市全体のまちづくりの中で、跡利用の検討を行います。



体育館は、築後34年が経過しており、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして跡地を校舎等と併用した活用をします。

運動場は、地域から公共公園の整備と地域行事などのこれまで通りの継続使用の要請があり、暫定期間は体育施設としての現状維持、地域開放を継続します。

しかし、桃原小学校跡の敷地は、約40%が個人からの借地で、継続しての施設の活用並びに敷地の活用については地権者との確認、調整が必要となります。

桃原自治会からは、学校適正配置基本計画等検討委員会での要請ヒヤリングにおいて、公共公園の整備（サッカー、野球、グランドゴルフが出来る施設）の要請があり、桃原地域は公共公園がない地域で、要請について検討する必要があります。

また、利用可能な旧校舎の図書室としての使用については、施設の管理、市全体の跡利用計画等を考慮した対応が必要です。

旧桃原小学校	利用方策
校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室棟（418㎡）は、解体・撤去して、跡地利用については、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> <li>・管理・特別教室棟（385㎡）、普通教室棟（231㎡）、学校食堂棟（80㎡）は、校舎等跡地と併用して使用する。</li> <li>・地域から要請がある公共公園の整備と、校舎の図書室としての使用については、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> </ul>
体育館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度中に解体・撤去して、跡地については、校舎等と併用して市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> </ul>
運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の一時避難場所として使用できるようにする。</li> <li>・暫定期間、体育施設としての現状を維持し、地域開放を継続する。</li> <li>・市全体の跡利用計画の中で、公共公園の整備について検討する。</li> </ul>
施設等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度中は教育委員会で管理する。</li> <li>・平成25年度以降は用途廃止して市長部局で管理する。</li> </ul>

#### （４）旧比嘉幼稚園・小学校

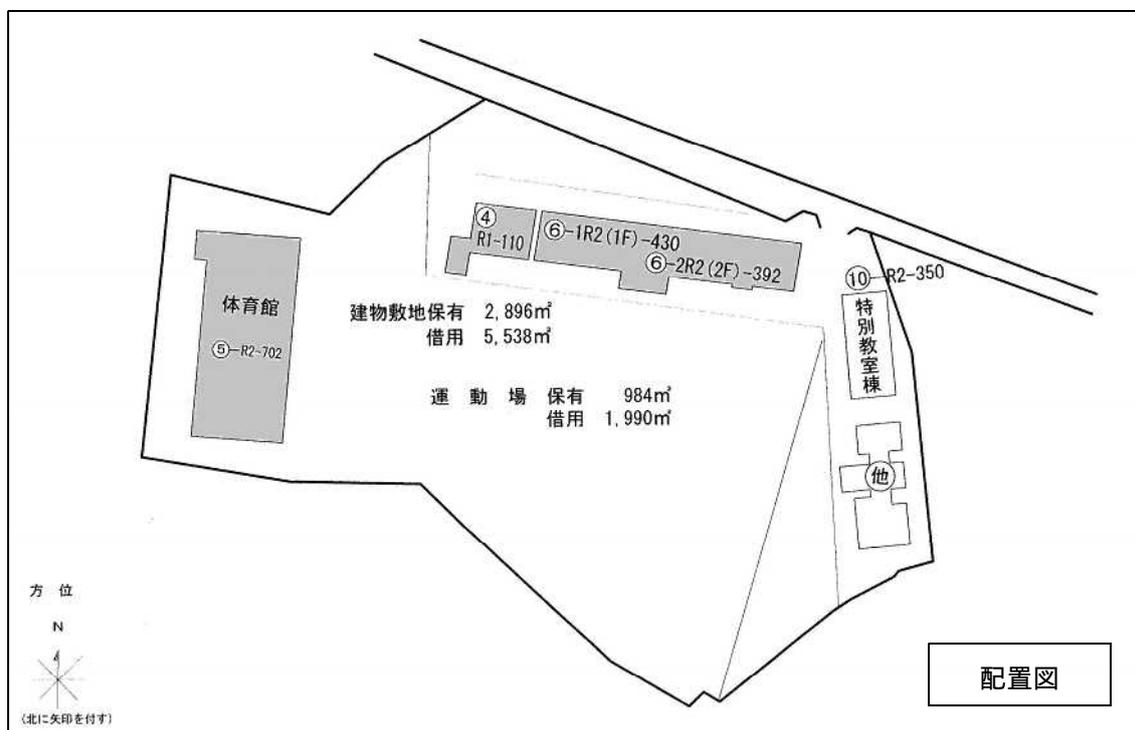
比嘉小学校の校舎等については、平成9年建築の特別教室棟（350㎡）を除くと築後31年以上が経過し、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして、市全体のまちづくりの中で、跡利用の検討を行います。

比嘉幼稚園については、昭和56年6月以前の旧耐震基準の建物ですが、現時点での目視調査等ではコンクリート劣化が少なく、隣接する特別教室棟との一体利用が可能である為、コンクリート及び鉄筋の状態確認の耐震診断調査を行う必要があります。

体育館は、地域から避難場所としての継続使用の要望がありますが、築後34年が経過しており、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と

費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして跡地を校舎等と併用した活用をします。

運動場は、将来的な跡利用が決まるまでの暫定期間は、地域行事等、緊急避難場所としての現状を維持し、地域開放を継続します。



しかし、比嘉小中学校跡の敷地は、約66%が個人と自治会からの借地で、継続しての施設の活用並びに敷地の活用については地権者との確認、調整が必要となります。

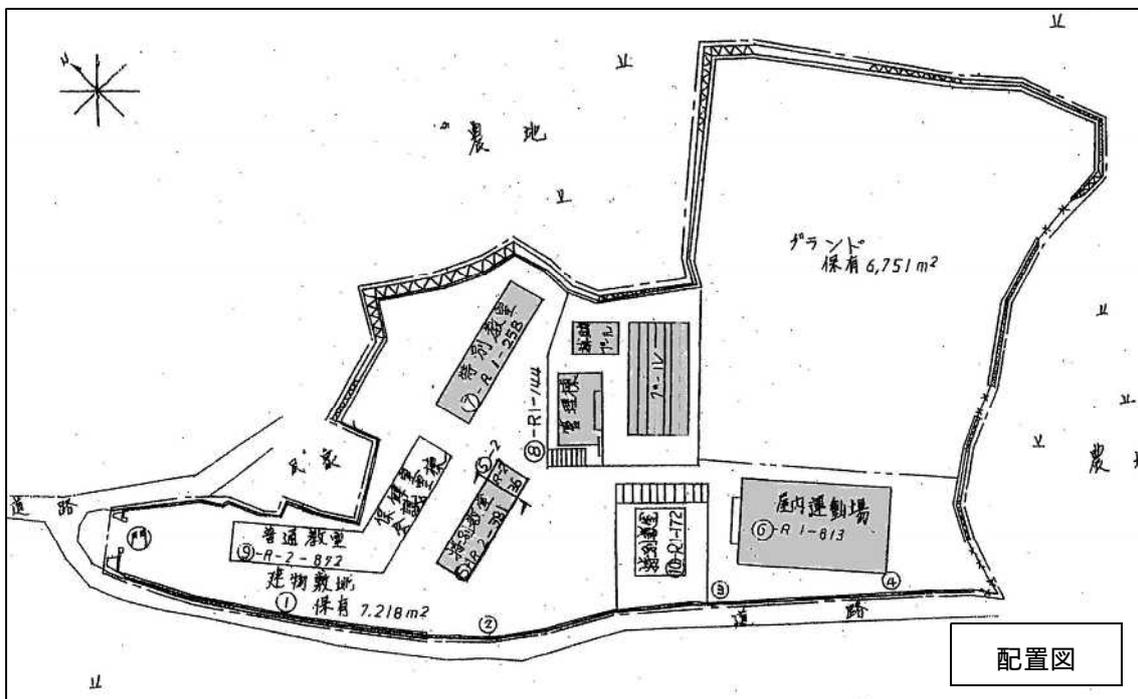
比嘉自治会からは、学校適正配置基本計画等検討委員会での要請ヒヤリングにおいて、浜比嘉島の緊急時避難施設、浜比嘉島の活性化につながる施設として、住民が活用できる介護福祉施設と自然環境を活かした体験学習施設の整備について要請があり、地域の希望として検討していきます。

旧比嘉幼稚園・小学校	利用方策
校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎等は、解体・撤去して、跡地利用については、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> <li>・幼稚園と特別教室棟（350㎡）は、本校舎跡地と併用して使用する。</li> <li>・地域から要請がある介護福祉施設と自然環境を活かした体験学習施設の整備について、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> </ul>

体育館等	・平成24年度中に解体・撤去して、跡地については、校舎等と併用して市全体の跡利用計画の中で検討する。
運動場	・災害時の一時避難場所として使用できるようにする。 ・暫定期間、体育施設としての現状を維持し、地域開放を継続する。
施設等の管理	・平成24年度中は教育委員会で管理する。 ・平成25年度以降は用途廃止して市長部局で管理する。

### (5) 旧宮城中学校

旧宮城中学校の校舎等については、昭和62年建築の普通教室棟(872㎡)と平成2年建築の特別教室棟(172㎡)を除くと築後30年以上が経過し、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして、市全体のまちづくりの中で、跡利用の検討を行います。



体育館は、築後35年が経過しており、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして跡地を校舎等と併用した活用をします。

ただし、現在、地域住民のスポーツレクリエーション活動で使用しているため、彩橋小中学校の体育館が完成するまでの暫定期間、住民へ開放を継続し、完成後に

解体・撤去します。

運動場は、将来的な跡利用が決まるまでの暫定期間は、地域行事等、緊急避難場所として現状維持し、地域開放を継続します。

プール・管理棟は、彩橋小中学校の授業で利用するため同校のプールが完成するまで暫定的に使用し、その後、施設管理の安全上からの問題があることから解体・撤去し、更地にして跡地を校舎等と併用した活用をします。

また、上原・宮城・池味の3自治会からは、学校適正配置基本計画等検討委員会での要請ヒヤリングにおいて、旧宮城中学校跡については、地震、津波、台風時の浜比嘉島、平安座島、宮城島、伊計島の島しょ地域住民や観光客などの安全確保、避難誘導を図る防災活動の拠点となる総合防災センターの整備と教育関係機関等（教育センター、大学、各種専門学校、研究所）の誘致要請があり、地域の希望に応える取り組みを検討していきます。

旧宮城中学校	利用方策
校舎等	<ul style="list-style-type: none"><li>・校舎等は、解体・撤去して、跡地利用については、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li><li>・普通教室棟（872㎡）と特別教室棟（172㎡）は、校舎等跡地と併用して使用する。</li><li>・地域から要請がある総合防災センターの整備と教育機関等の誘致について、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li></ul>
体育館等	<ul style="list-style-type: none"><li>・彩橋小中学校の体育館完成後に解体・撤去して、跡地を校舎等と併用して活用する。</li></ul>
運動場	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の一時避難場所として使用できるようにする。</li><li>・暫定期間、体育施設としての現状を維持し、地域開放を継続する。</li></ul>
プール・管理棟	<ul style="list-style-type: none"><li>・彩橋小中学校のプールの完成後に解体・撤去し、跡地を校舎等と併用して使用する。</li></ul>
施設等の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成24年度中は教育委員会で管理する。</li><li>・平成25年度以降は用途廃止して市長部局で管理する。</li></ul>

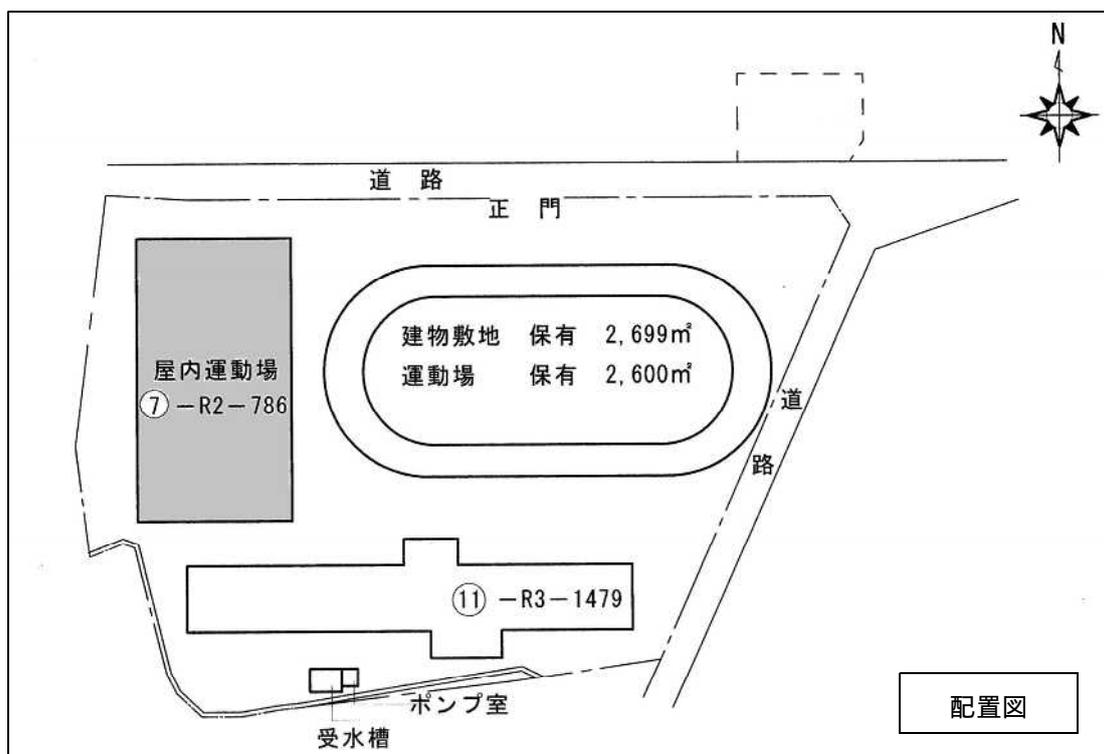
## （6）旧浜中学校

旧浜中学校の本校舎（1,479㎡）は、平成6年に建築され、耐震補強の必要がない施設です。地域からは、学校適正配置基本計画等検討委員会での要請ヒヤリングにおいて、校舎跡の2・3階を漁業従事者等の居住施設（公営住宅）の整備、1階

を地域特産品直売所としての整備要請があり、地域の要請を踏まえた事業の実施が可能かを検証して取り組む必要があります。

体育館は、築後35年が経過しており、施設を利用する場合は、耐震補強が必要となります。建築年数と費用対効果、施設管理の安全上から考えると解体・撤去し、更地にして本校舎と併用した活用をします。

ただし、現在、彩橋小中学校の授業で使用しているため、同校の体育館が完成するまで暫定的に使用します。



運動場は、地域から災害時の一時避難場所、駐車場としての開放、地域行事などのこれまで通りの継続使用の要請があり、暫定期間は体育施設としての現状維持、地域開放を継続します。

旧浜中学校	利用方策
校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域から要請がある公営住宅、地域特産品直売所の整備について、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> <li>・社会福祉法人から要請がある老人ホームとしての借用と、学校法人から要請がある「通信制・単位制・普通科」の私立高等学校としての借用について、市全体の跡利用計画の中で検討する。</li> </ul>

体育館等	・彩橋小中学校の体育館完成後に解体・撤去して、跡地を校舎等と併用して活用する。
運動場	・災害時の一時避難場所として使用できるようにする。 ・暫定期間、体育施設としての現状を維持し、駐車場での使用等も含めた地域開放を継続する。
施設等の管理	・平成24年度中は教育委員会で管理する。 ・平成25年度以降は用途廃止して市長部局で管理する。

## 6. 学校跡地・跡施設利用に係る経費について

前項の学校跡地・跡施設利用の方向性で示した利用方策の実施には、建物等の解体撤去費に概算で79,828千円の経費のほか、建物の改修、耐震補強、緑地帯の整備、運動場の付帯設備の整備等で多額の経費が必要と見込んでいます。そのため、今後うるま市全体のまちづくりを考えた「公共施設等の利用計画」を策定する「うるま市公共施設等あり方検討委員会」においては、「学校跡・跡施設利用基本方針」を踏まえていただき、島しょ地域の振興につながる有効で効率的かつ効果的な跡利用となるよう進めていただければと考えています。